

学校法人明治大学 生田安全管理センター

学生及び教職員等の安全確保と
適切な教育・研究環境を維持するために

明治大学生田キャンパス及び黒川農場では、薬品・高圧ガスボンベなどを日常的に使用しています。これらの使用に伴う事故・周辺への環境汚染などを未然に防ぎ、安全な教育・研究環境を維持することを目的とし、2013年9月に生田安全管理センターが設置されました。各種マニュアル・ルールの策定、安全教育講習会の開催など、安全な教育・研究環境を維持できるよう、取り組んでいます。



生田安全管理センター長 あいさつ



生田安全管理センター長
常勤理事（情報担当）
理工学部専任教授 荒川 利治

理工学部と農学部を有する生田キャンパス、並びに黒川農場において教職員及び学生等の安全を確保し、適切な教育研究環境を維持することを目的として、明治大学生田安全管理センターは設置されています。

生田キャンパス及び黒川農場では、明治大学の他のキャンパスと異なり、人体や周辺環境に配慮を要する薬品・機器等を数多く保有しています。これらの薬品・機器等の使用には慎重さが求められ、事故や環境汚染等の未然防止に十分な対策が必要です。明治大学生田安全管理センター規程が2013年9月に制定されて、生田キャンパスに生田安全管理センターは設置されています。定期的に運営委員会を開催し、安全に関する様々な事項について審議して、関連する教職員及び学生等に必要ことの徹底した周知を実施しております。

本センターでは、日常的に生田キャンパスにおける各研究室や実験室を調査・管理しています。改善を要すると思われる箇所について助言や指導を行い、具体的な改善もしてきています。特に、化学

薬品は多くの研究室で使用されていることから管理者側による把握が必要であり、体制を整備してまいりました。さらに、高圧ガスも多くの研究室で使用されており、法令に沿った適切な管理が必要です。その他、放射性物質、実験廃棄物、実験排水等の処理などについても適正な処理を継続することが求められており、今後なお一層の安全管理体制を構築していかなければなりません。人災や天災に対して安全安心なキャンパスを実現するために、関係する皆様にご協力をお願いする次第です。

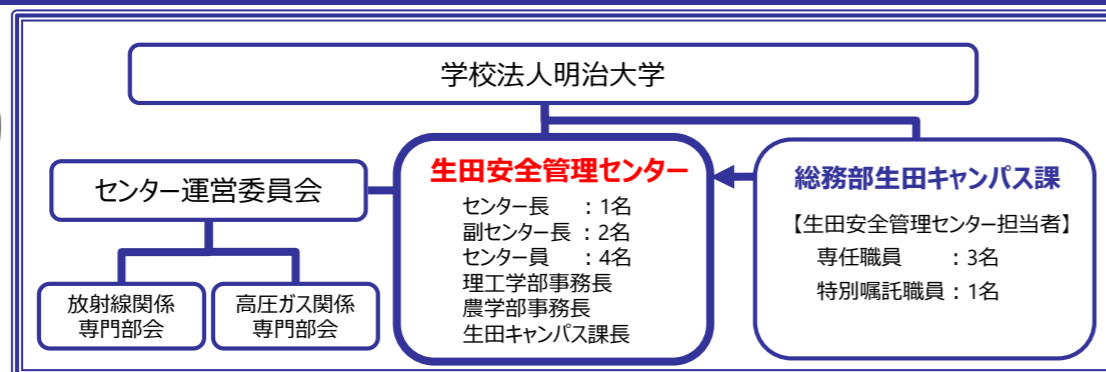
生田安全管理センター 設立経緯

- ◆ 1975年以前 明治大学「公害センター」設置
- ◆ 1975年12月 明治大学生田公害防止組織設置に関する規程制定
- ◆ 1988年 明治大学「廃液処理センター」東管理棟に設置
- ◆ 2002年頃 「生田教育研究環境整備委員会」において当センター設置検討
- ◆ 2006年2月 安全管理体制構築依頼
- ◆ 2007年6月 生田校舎安全管理室（仮称）設置依頼
- ◆ 2010年7月 廃液処理設備撤去
- ◆ 2013年9月 学校法人明治大学生田安全管理センター規程制定
- ◆ 2013年9月 学校法人明治大学生田安全管理センター設置
- ◆ 現在に至る



生田安全管理センター
（生田キャンパス 東管理棟 2階）

生田安全管理センター 組織



生田安全管理センター 目的

- 生田安全管理センター（以下、センター）は、人体と周辺環境に危険または有害な薬品・機器等を保有する生田キャンパス及び農場において、**教育研究及び各種業務に起因する事故・環境汚染等の発生防止**を図る。
- 事故・環境汚染等が発生した際に、被害・影響を最小化するための措置を講ずることで、**学生・教職員等の安全を確保するとともに、適切な教育研究環境を維持**することを目的とする。

生田安全管理センター 主な業務内容

- **安全教育講習会**
実験による事故の未然防止、法令や学内ルールの周知徹底を目的とし、各種講習会を毎年実施しています。
 - 新人向け安全教育講習会（薬品、高圧ガス、エックス線）
 - 廃棄物講習会
 - サークル向け安全講習会
 - 各学部各学科の安全教育支援（情報提供、資料確認等）

- **生田キャンパス安全パトロール**
安全な教育研究環境が適切に維持されることを目的とし、化学薬品や高圧ガス等を使用している実験室の現状を確認しています。また必要に応じて指導や助言を行っています。

- **実験系廃棄物の管理**
実験によって発生する廃棄物は有害物質や危険物等が含有、付着しているため、一般の廃棄物とは厳密に区別し、適切に処理しなければなりません。センターでは、実験系廃棄物を定期的に回収し、専門業者に引き渡しています。

- **関連法令への対応**
化学薬品や機器の中には、法令に基づく対応（届出、報告、点検、検査等）が必要となるものがあります。センターでは、関連教職員や部署と連携し、適切に対応しています。
 - 化学薬品の管理（毒物及び劇物取締法、消防法、化学物質管理促進法）
 - 高圧ガスボンベ、液体窒素 供給と保安（高圧ガス保安法）
 - 局所排気装置、エックス線発生装置、作業環境測定、特殊健康診断（労働安全衛生法関連法令）
 - 実験排水水質管理（水質汚濁防止法、下水道法、川崎市下水道条例）

- **各種マニュアル・ルールの策定**
実験を安全に実施するにあたって守るべき事項を明確にするため、生田キャンパスのルールやマニュアルを策定しています。またホームページ等によって情報発信を行っています。

- **他キャンパスへの助言・技術支援**
他キャンパスにおいても、化学薬品や機器等を使用しています。依頼により、必要な助言や技術支援を行っています。



2017年度安全教育講習会実績

- ✓ 新人向け安全教育講習会：1,964 名
※薬品・高圧ガス・エックス線
- ✓ 廃棄物講習会：157 名
- ✓ サークル向け安全教育講習会：262 名

その他

- ◆ 生田キャンパス安全パトロール：7月に実施
- ◆ 局所排気装置定期自主検査：12月に実施

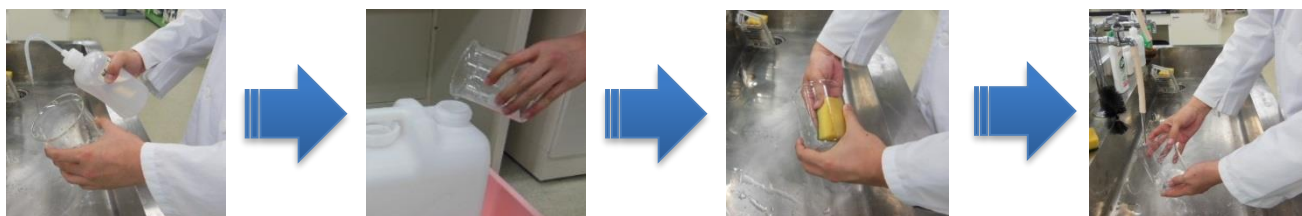
各種マニュアル・ルール

- 生田キャンパス 廃棄物マニュアル
- 実験系廃棄物マニュアル
- 高圧ガス安全マニュアル
- エックス線装置等に関する内規

**レーザー機器について
安全な取扱を検討中!!**

化学物質流出の防止にご協力を！！

化学薬品を使用した実験器具には化学物質が付着しています。これをそのまま洗浄すれば化学物質が流出してしまいますので、以下のルールに従って、洗浄してください。



水道水や適切な有機溶剤で最低 2 回
(有害物質は最低 3 回)すすぐ。その洗
浄液は**実験廃液**として回収する。

すすいだ後、流し台で洗浄する。

実験室の流しは、水質汚濁防止法や下水道法の水質規制を受ける「特定施設」です。センターでは、法令に基づいて、実験室から流される排水の水質を毎月測定しています。

器具洗浄のルールや実験系廃棄物の詳細については、「実験系廃棄物マニュアル」を参照の上、不明な点はセンターまでお問い合わせください。

編集後記：初心を忘れず、法令遵守！ルールを守り、事故のない実験、魅力ある研究、そして最高の成果を！
生田安全管理センターは、安全な教育・研究環境を維持するために、様々な業務を日々行っています。
毎日の地道な活動に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。（生田安全管理センター員 小池裕也）

学校法人明治大学 生田安全管理センター

〒214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田1-1-1 明治大学生田キャンパス 東管理棟 2 階
TEL : 044-934-7974・7179 開室時間: 月～金 9:00～17:00 / 土 8:30～12:00
URL : <http://www.meiji.ac.jp/safety/index.html>
E-mail : i-anzen@mics.meiji.ac.jp

